

不登校特例校（分教室型）の設置について

（付議の要旨）

不登校児童生徒の増加に対応するとともに、その多様なニーズに応じた支援を行うため「不登校特例校（分教室型）」を設置する。

1 主旨

世田谷区における不登校（病気や経済的理由以外での30日以上欠席）の児童・生徒の人数は、令和元年度で825名と5年前の平成26年度の521名の約1.6倍となっている。この傾向は全国的にも同様であるが、世田谷区では子どもの数も増えており、今後、不登校の児童・生徒の数は更に増加することが見込まれる。

また、不登校の児童・生徒の状況は多様であり、心の休養や居場所を必要とする児童・生徒がいる一方で、学習意欲が高く社会復帰などを目指した本格的な学習支援を必要としている児童・生徒も多く、受入施設にも多様性が求められている。

現在、区における不登校の児童・生徒の受入施設は、心の休養や居場所を必要とする児童・生徒などに主に対応する「ほっとスクール」と世田谷中学校に設置している「ひなぎく学級」のみであることから、教員による本格的な学習支援を必要とする不登校の児童・生徒に対応することができる「不登校特例校（分教室型）」を新たに設置する。

2 不登校特例校について

不登校特例校は、学校教育法に基づく学校の一種であり、教員が配置され、教育課程に基づく授業が行われる。特色としては、不登校の児童・生徒の状況を踏まえ、通常の学校に比較して緩やかな教育課程によることが認められており、また、不登校の児童・生徒の特性を踏まえた指導が行われる。

	不登校特例校	ほっとスクール
位置づけ	学校教育法上の学校	教育支援センター（学校外の公的施設）
事業内容	教育課程に基づく教科指導（不登校の子どもの状況を踏まえ、少人数教育や1人1人の進捗状況に応じた学習を実施）	小集団活動・個別学習（学習支援も行うが活動全体の中での割合は多くない）
従事職員	正規の教員（東京都が配置）	区職員・委託事業者職員（教員免許のあるスタッフも配置）

3 不登校特例校の段階的設置

不登校特例校は学校の種類として、法令に定める様々な設置基準等を満たす必要があり、設置までには関係省庁との調整に相当な期間を要することが一般的である。

一方、不登校の児童・生徒の受入施設の拡充が急がれており、東京都教育委員会では、国と協議の上、①通常の公共施設などを学校の分教室として位置付ける「不登校特例校（分教室型）」をまず設置し、②関係省庁との調整などが整った段階で、学校の校舎に相当する基準を満たす施設に設置する「不登校特例校（学校型）」に移行（移転）するという2段階での設置の仕組みを構築しており、区もこの仕組みを利用して第一段階として不登校特例校（分教室型）を設置することとする。

4 不登校特例校（分教室型）の設置

（1）利用者等

中学生30名から50名程度を想定（体験入学などを含め弾力的に対応）

（2）教員の配置

4名程度（東京都の基準では4名の配置に相当するが、利用希望状況に応じて少人数教育等の生徒の実態に応じた学習指導の実施に必要な場合は、区費講師等の追加配置を検討する）

（3）設置場所等

- ① 教育総合センターに移転後の教育センターの施設の一部（約600㎡）を活用して設置する（世田谷区弦巻3-16-8）。
- ② 学校施設としては、区立世田谷中学校の分教室として位置付ける。

（4）設置年月日

令和4年4月1日

（5）所要経費（概算）

・令和3年度	教育センター跡改修工事	約17,500千円
	開設準備経費（備品、消耗品等）	約20,000千円
		計約37,500千円
	※ 物品購入費については、東京都の補助制度あり（1/2）	
・令和4年度	年間維持運営経費	約18,000千円
	年間施設維持管理経費	約19,370千円
		計約37,370千円

（6）不登校特例校（分教室型）から不登校特例校（学校型）への移行（移転）

不登校特例校（学校型）については、学校の校舎に相当する施設への設置が求められており、不登校特例校（学校型）への移行（移転）については、引き続き区内での調整を進める。なお、不登校特例校（学校型）への移行（移転）時に小学生の受け入れを開始することを検討している。

5 ひなぎく学級の取扱い

世田谷中学校に設置している「ひなぎく学級（情緒障害通級指導学級）」は、不登校の生徒の通級学級として運用しているが、東京都の方針により令和3年度よりその位置づけを「特別支援学級（自閉症・情緒障害）」に変更予定である。

ひなぎく学級の利用生徒については、令和3年度は暫定的に「特別支援学級（自閉症・情緒障害）」の生徒として位置づけつつ、従来通りの学習支援を提供し、令和4年度以降は不登校特例校（分教室型）を利用してもらう予定である。

6 今後のスケジュール（予定）

令和2年	8月	教育委員会
	9月	文教常任委員会
令和2年	9月～	設置に関する東京都・文部科学省との協議の開始
令和3年	7月	区立世田谷中学校の分教室において不登校特例校として特別の教育課程に基づく指導を行うことを文部科学省へ申請
令和3年1	2月	教育センターの教育総合センターへの移転
令和4年	1月	区立世田谷中学校の分教室において不登校特例校として特別の教育課程に基づく指導を行うことの指定（文部科学省） 不登校特例校（分教室型）の設置助成等に係る認定（東京都）
	1月～	改修工事等
	4月	不登校特例校（分教室型）の開設